

富士宮市立富士宮第二中学校における「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日

【策定の趣旨・目的】

本方針は、人権尊重の理念に基づき、富士宮市立富士宮第二中学校に在籍するすべての生徒が安心して充実した学校生活を過ごし、命の輝く学校生活を送ることができるようになることを願い、特にいじめの未然防止並びに、早期発見・早期対応、事後対応、再発防止を主たる目的として策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

<いじめの定義>

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ問題を解決することは学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要だと考えます。

また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめの延長線上で起こるものだととらえています。したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。いじめ問題を解決するためには、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こり得る」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、社会総がかりでいじめ問題に対峙していくことが重要であると考えます。

いじめの発生には生徒の心身の健康や、生徒を取り巻く環境が大きく影響します。学級担任を始めとする教職員との人間関係、所属する学級や部活動の中での人間関係、教室環境等が望ましい状態であるか、常に情報収集と共通理解を図り、未然防止に全力を注ぐことが重要だと認識し取り組みます。

2 いじめの未然防止

本校においては学校の経営方針、及びグランドデザインに、いじめの防止に関する対策・取組を最重要の課題として設定し、ここに定める基本方針に則って、保護者はもちろんのこと、地域や関連する小学校、また関係機関と連携した取組を展開することを定めています。

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめ問題解決のためには、全ての生徒を対象として、いじめを未然防止することが重要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などは、個別対応が求められるため、毎日の情報交換はもちろん、生徒指導部会、学年部会、職員会議等で周知を図り、平素から全教職員での共通理解を図ります。このことにより、いじめ問題についてはどの教職員でも同じように迅速に対応ができるよう体制を整えます。
- ② 集会や学級活動・道徳などで、いじめの問題について日常的に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為」「人権侵害である」ということを理解するよう促します。また、いじめは様々な物事に影響を与えることだと理解を深めさせ、「いじめは当事者だけの問題ではなく、そこで生活するすべての生徒に関係する問題である」ということを理解するよう促します。
- ③ 保護者・地域の方々に向けて、学校行事や授業参観等の機会、学校評議員会やPTAの会合等を通じて、いじめ問題について共通理解を図ります。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- ① 学級活動や日々の授業等、すべての教育活動の中で教職員は生徒理解を深め、生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団を作るよう努めます。
- ② 生徒がお互いの良さや違いを認め合う雰囲気づくりを進め、生徒同士の望ましい人間関係を構築します。その上で、「居場所づくり」「絆づくり」、「温かな集団づくり」を行い、いじめの発生を防ぐよう努めます。また、静岡県教育委員会で作成した「人間関係づくりプログラム」等のソーシャルスキルトレーニングを実施していきます。
- ③ 授業中の規律を大切にし、主体的・対話的で深い学びが実感できる授業づくりを進めます。それぞれの生徒の良さを大切にし、良い表れについて積極的に認めて価値付け、全ての生徒が主体的に参加し、活躍できるような授業づくりに努めます。
- ④ 生徒の日々の小さな変化や、生徒同士の人間関係の変化を敏感に把握し、迅速に情報収集して、必要な対応を素早く始められるように、教職員の体制を整えます。
- ⑤ 学校図書館にインターネットやSNS関係の本を設置したり、メディア講演会を実施したりして、インターネットやSNSの使い方の注意点や危険性についての意識を高めます。

(3) 生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- ① 学級活動や生徒会活動等を通じて、意図的・計画的にいじめについて生徒自身が主体的に考える場や機会を設定し、生徒が「いじめは絶対に許さない」「いじめは当事者だけの問題ではなく、傍観者の立場でもいじめていることと同じであり、その集団全体に大きな悪影響をもたらす全員の問題なのだ」「いじめがあることは本当に嫌なことなのだ」という認識を深め、自らいじめをなくそうとする態度を育みます。
- ② 道徳の時間では、いじめに関連する道徳的価値について、生徒がじっくりと考えを深められるよう指導し、いじめをしない、いじめを許さない、もし、いじめられたり、いじめを見た場合は、誰かにすぐ相談する等の行動がとれるように、道徳的実践力を育みます。
- ③ 学級活動、生徒会活動では、日常生活との関連を図り、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
- ④ SNSやオンラインゲーム、chromebook等の情報教育について、学活や道徳、メディア講

演会を通して、生徒・保護者へ向け危険性の周知とルールづくりの必要性への理解を求めます。

(4) いじめが起こりにくい環境を整えます

- ① 自分のものも友達のものも公共物もていねいに扱い、物を大切にすることの意義が伝わる指導を繰り返し行います。
- ② 身の回りやロッカー等の整理整頓を呼び掛け、気持ちよく学習、生活できる環境を整えるように指導します。
- ③ 破損した箇所や壊れたものをそのままにしておかず、すぐに修繕や交換をし、美しく整備された状態が当たり前であるよう努めます。

3 いじめへの対処

(1) いじめの早期発見

- ① 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう情報収集するとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、共通理解を図るよう努めます。
- ② 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ③ 小学校や外部機関とも情報交換を行い、兄弟姉妹関係の情報をつかむように、多方面からいじめの情報を収集します。
- ④ 保健室や相談室の利用、LEBERなどによる相談窓口について広く周知するとともに、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
- ⑤ 保護者の方から相談してもらえる「信頼できる教職員集団」を目指し、教職員の資質向上のための研修を推進します。
- ⑥ PTA会員、学校評議員などの校内関係者以外からも「校内いじめ対策委員」を選出し、いじめに関する情報の収集や共有に努めます。
- ⑦ 本方針を広く保護者・地域の方々にも周知し、その成果と課題について学校評価等で振り返り、より良い改善につなげます。

(2) いじめへの対処

- ① いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに迅速な情報共有を図ります。
- ② いじめの態様等に即し、必要に応じて校内いじめ対策委員会を開催し、その後の対応について確認します。
- ③ 被害生徒、及び、いじめを知らせてきた生徒やその家庭等の安全を確保します。
- ④ 加害者に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを目的とせず、自ら過ちを反省し、社会性や人との関わり方を身に付けることを目的とした指導を行います。
- ⑤ 教育委員会への報告、必要に応じた警察等の関連機関への報告・相談を迅速に行い、いじめられた生徒を守るとともに、いじめた側の生徒の健全な成長に向けて、継続して指導します。

(3) 校内いじめ対策委員会の開催

- ① (校内) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、各学年部生徒指導担当、養護教諭
- ② (校外) 主任児童委員、本校スクールカウンセラー、本校PTA代表、学校評議員

(4) 事後の継続的な見守りと確認

- ① いじめは解消したように見えても、時間の経過とともに再発したり、別の形に変容したりすることが考えられるので、被害生徒はもちろん、加害者、学級等の集団についても、継続的な見守りや実態把握を続け、再発防止に努めます。

4 家庭・地域との連携

- ① 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、ホームページ等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- ② SNSやオンラインゲームによるいじめ問題等、最新の情報を活用して保護者に広く啓発し、注意喚起します。情報機器に対して、その正しい活用やフィルタリングの重要性について、PTAと連携し積極的に家庭に啓発します。
- ③ いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、富士宮警察署生活安全課と連携して対処します。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときも直ちに富士宮警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求めます。
- ③ いじめにより登校が困難になっている生徒には、家庭との連絡を密に取りながら、青少年相談センターにも相談をして対応していきます。

6 年間の取組計画について

令和6年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立富士宮第二中学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職 員	生 徒	保 地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		人間関係作りプログラム1	授業
	○		○	いじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	書面・HP
			○	学校だよりにより学校の取組方針掲載、周知	学校だより
		○		情報モラルについての啓発	
5	○			学校評議員、青少年育成連絡会などへの協力要請	関係会議
		○		学年行事における構え 全体指導	特別活動
6		○		教育相談週間	放課後
		○		いじめ実態アンケート・面談	
			○	学校評議員などへの協力要請	
		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価生徒アンケート・面談	
			○	個々面談での情報交換	三者面談
	○			アンケート集約	
8	○			アンケート分析	
9	○			1学期評価から、計画の修正	職員会議
		○		人間関係作りプログラム2	授業
10	○	○	○	希翔祭文化の部・運動の部	特別活動
11		○		教育相談週間	放課後
		○		心の健康チェックカードを活用したメンタルチェック	特別活動
		○		いじめ実態アンケート・面談	
		○		いじめ防止への授業	道徳
12			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価生徒アンケート・面談	
		○		情報モラルについての啓発	
			○	個々面談で情報交換	三者面談
	○			アンケート集約	
	○	○		人権週間での呼び掛け	道徳
1				アンケート分析	
	○			2学期評価から、計画の修正、実施	職員会議
		○		人間関係作りプログラム3	授業
2			○	学校評価結果報告	
	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート・面談	
		○		教育相談週間	放課後
	○			学校評議員会での取組の評価	学校評議委員会
3	○			いじめ防止基本方針の見直し	生徒指導部会
		○		次年度への教育相談	放課後